

イスラエルとパレスチナの恒久的停戦と人道支援を求める意見書

令和5年10月7日のイスラム組織ハマスによるイスラエル攻撃以降、イスラエル軍によるパレスチナ自治区に対する大規模爆撃や地上攻撃が続いている。ガザ地区などでは人命が深刻な危機的状況にさらされるとともに、市街地に甚大な被害をもたらしている。ガザ地区ではすでに3万人以上が犠牲となり、女性と子どもが多く含まれると報道されている。

こうした中、国連では令和5年11月15日に安全保障理事会で「人道目的での戦闘休止」を求める決議が採択され、11月24日から双方の人質解放を条件に休戦が実施された。12月12日には、国連総会で「即時の人道的停戦」を求める決議がなされ、日本を含む153カ国の賛成多数で採択された。国際司法裁判所（ICJ）は令和6年1月26日、イスラエルに対し、ガザ地区のパレスチナ人への集団虐殺を防止するための暫定措置を命じている。

しかし、紛争は拡大しており、エジプトと国境を接するガザ地区南部ラファには北部や中部からの避難民を含め、150万人近くのパレスチナ人がいるとも報じられている。イスラエルはラファへ侵攻するとして空爆を開始しており、地上攻撃が間近に迫っている可能性が高く、紛争の犠牲者がさらに増える恐れがある。

また世界では他にも、ロシアのウクライナ侵攻など、明るい兆しの見えない状況が続いている。

よって、非核・平和都市宣言を決議している本市議会は、ハマス等パレスチナ武装勢力及びイスラエルの双方が即時に恒久的停戦し、国際的な支援を通じて人道状況を改善するために、日本政府が積極的な役割をはたすことと、世界平和のためにリーダーシップをとることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年3月27日

榎原市議会

《送付先》衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣